

## 指定学校変更手続きについて（ご案内）

呉市では、住所地の通学区域に基づき、就学すべき小学校（義務教育学校前期課程を含む）及び中学校（義務教育学校後期課程を含む）を指定しています。特別な理由があり、指定学校以外の学校に就学を希望する場合は、保護者の申立てにより、教育委員会が変更を許可することがあります。変更を希望する方は、許可基準を確認し、申請期間内に手続きをしてください。指定学校変更の許可基準は、次のとおりです。

なお、①と②の申請期間がある場合は、特段の事情がない限り、①の期間に申請してください。

許可基準	許可期間	申請期間／受付場所	必要書類
<p><b>1 自宅から近い学校</b></p> <p>指定学校よりも通学路の距離が近い小・中学校への通学を希望するとき</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>この制度で指定小学校を変更した場合 同じ学区の中学校が指定学校になります</p> </div> <p>※新1年生の兄弟も同時に申請し、新年度から転校することができます。</p> <p>※白岳小学校は教室が不足するため、白岳小に兄弟がいる児童のみを対象とします。</p>	<p><b>新小1</b> <b>新中1</b></p> <p>中学校 卒業まで</p>	<p>①10月1日(火) ～10月25日(金)</p> <p>② R7年2月3日(月) ～3月7日(金)</p> <hr/> <p>学校教育課(市役所8階) 8:30～17:15(土日祝除く) 又は最寄りの呉市立小学校</p>	<p>①指定学校変更申立書</p> 
<p><b>2 変更許可された児童の中学校入学</b></p> <p>指定学校変更許可された小学校の卒業後も、その小学校と同じ校区の中学校へ入学を希望するとき</p>	<p><b>新中1</b></p> <p>中学校 卒業まで</p>	<p>①10月1日(火) ～10月25日(金)</p> <p>② R7年2月3日(月) ～3月7日(金)</p> <hr/> <p>学校教育課(市役所8階) 8:30～17:15(土日祝除く) 又は通学している小学校</p>	<p>①指定学校変更申立書</p> 
<p><b>3 転居予定</b></p> <p>新築や借上げ等により、呉市内での住所移転が令和7年度中に確定しており、転居が入学式当日以降となるため、入学当初から、転居予定地の学校へ通学を希望するとき</p>	<p><b>新小1</b> <b>新中1</b></p> <p>年度内の住所移転日まで</p>	<p>①11月1日(金) ～11月22日(金)</p> <p>② R7年2月3日(月) ～3月7日(金)</p> <hr/> <p>学校教育課(市役所8階) 8:30～17:15(土日祝除く)</p>	<p>①指定学校変更申立書</p> <p>②契約者・新住所・完成予定日がわかるもの (契約書、建築確認申請書等の写し)</p>
<p><b>4 保護者就労</b></p> <p>保護者の就労等で留守家庭になり、子どもが保護者に代わる者のいる場所(または保護者がいる場所)に下校するため、下校先の学区の学校へ通学を希望するとき</p> <p>※原則として、きょうだいで異なる学校へ就学できません。</p> 	<p><b>新小1</b></p> <p>小学校 卒業まで</p> <p>※中学校進学時に再申請が必要</p> <p><b>新中1</b></p> <p>中学校 卒業まで</p>	<p>①11月1日(金) ～11月22日(金)</p> <p>② R7年2月3日(月) ～3月7日(金)</p> <hr/> <p>学校教育課(市役所8階) 8:30～17:15(土日祝除く)</p>	<p>①指定学校変更申立書</p> <p>②保護者の勤務証明書 (同居の保護者全員分) ※勤務先の押印が必要 ※自営業の場合は、営業許可書の写し等を添付</p> <p>③保護承諾書 (預け先の方が記入・押印) ※保護責任者を証明するもの(免許証、マイナンバーカードの写し等)を添付</p>

許可基準	許可期間	申請期間／受付場所	必要書類
<b>5 部活動</b> スポーツクラブ等に所属しており、指定中学校に同じ競技の部活動がなく、その部活動がある自宅から最も近い学校(公共交通機関利用の場合も含む)へ通学を希望するとき ※退部した場合は、指定学校変更を解除します。	<b>新中1</b> 中学校 卒業まで	① <b>11月1日(金)～11月22日(金)</b> ② R7年2月3日(月)～3月7日(金)	①指定学校変更申立書 ②小学校長の副申書 ③所属クラブ代表者からの推薦書 ④顕著な活動を示す書類(表彰状等)
<b>6 児童会入会</b> 指定学校以外の放課後児童会に入会したため、その児童会のある小学校へ通学を希望するとき ※指定学校変更目的で児童会に入会することは認められません。 ※退会または利用の実態がない場合は、指定学校変更を解除します。	<b>新小1</b> 児童会 退会まで	<b>R7年2月20日(木)～3月7日(金)</b> 学校教育課(市役所8階) 8:30～17:15(土日祝除く)	①指定学校変更申立書 ②放課後児童会入会決定通知の写し 【民設児童会の場合】 3 保護者就労と同様に ①指定学校変更申立書 ②保護者の勤務証明書 ③保護承諾書 ④民設児童会の入会決定通知の写し が必要です。

### 《注意事項》

- (1) 兄姉が指定学校変更を許可されていても、弟妹について手続きが必要です。
- (2) 許可期間中に基準を満たさなくなった場合及び許可期間満了後は、住所地の指定学校へ転校することになります。ただし、保護者就労、部活動、児童会入会については、許可期間中に基準を満たさなくなった場合、学校又は学校教育課に「申立書」を提出することで、引き続き同校へ通学することが可能です。
- (3) 指定学校を変更した場合、原則として遠距離等通学費補助はありません。通学の安全確保については、保護者が責任をもって行ってください。
- (4) 天応学園の1～6年生は小学校1～6年生、7～9年生は中学校1～3年生にあたります。

呉市立以外(国立・県立・私立等)の小・中学校に就学するときは、入学決定後すみやかに、次の必要書類を提出してください。

【必要書類】 ①区域外就学等届書 ②就学する学校が発行する「入学承諾証明書」等(原本)

【提出場所】 新小1又は呉市立以外の小学校を卒業する新中1……学校教育課(市役所8階)  
 新中1……通学している小学校

【提出期限】 R7年3月14日(金)

※呉市から転出予定の方も提出してください。

※県立特別支援学校に就学する場合、この手続きは不要です。

### 《問い合わせ先》

**呉市教育委員会 学校教育課**

呉市中央4丁目1番6号(呉市役所 8階)

電話番号 0823-25-3453

受付時間 8:30～17:15(土日祝を除く)

呉市 HP <https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/64/>



必要書類の様式は、  
 呉市ホームページ 学校教育課⇒  
 「就学・転入学手続きに関する様式集」から  
 ダウンロードできます。  
 または、呉市教育委員会 学校教育課  
 (市役所8階)でお渡しします。